

第一章 関係政令の整備  
 (独立行政法人国立博物館法施行令の一部改正)  
 第六条 次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人国立博物館」を削り、「独立行政法人国立病院機構」の下に「、独立行政法人国立文化財機構」を加え、「独立行政法人文化財研究所」を削る。  
 第一条 独立行政法人国立博物館法施行令(平成十八年政令第百六十三号)の一部を次のように改正する。  
 題名を次のように改める。

独立行政法人国立文化財機構法施行令

第一項中「独立行政法人国立博物館法( )」を「独立行政法人国立文化財機構法(平成十一年法律第一百七十八号)」に改め、同項第三号中「独立行政法人国立博物館」を「独立行政法人国立文化財機構」に改める。

(道路運送車両法施行令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所」を「独立行政法人国立文化財機構」に改める。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

一 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)第十四条

二 地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和三十一年政令第二百三十三号)第十二条の一

三 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百四十八号)第二条第一号

四 文部科学省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第二百一十号)第五条第一項の表文化分科会の項

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。

三十四 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律(平成十九年法律第七号)附則第四条

第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人文化財

研究所(以下「旧文化財研究所」という。)の職員としての在職期間及び独立行政法人国立文化財機構の職員としての在職期間

第九条の二に次の一号を加える。

百二十九 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人国立博物館法(平成十一年法律第一百七十八号)第二条の独立行政法人国立博物館(平成十八年独立改

革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。)及び旧文化財研究所(同日までの間ににおけるものを除く。)

(関税定率法施行令の一部改正)

第四条 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五号中「独立行政法人国立博物館法」を「独立行政法人国立文化財機構法」に、「第十一条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第五条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第七号及び第八号を次のように改める。

七 独立行政法人国立文化財機構

八 削除

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正)

第六条 次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人国立博物館」を削り、「独立行政法人国立病院機構」の下に「、独立行政法人国立文化財機構」を加え、「独立行政法人文化財研究所」を削る。

第一項中「独立行政法人国立博物館法( )」を「独立行政法人国立文化財機構法(平成十一年政令第五百五十六号)」第一号

(著作権法施行令の一部改正)

第七条 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十一号)附則第二項第一号

三 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第一条第一項の法人を定める政令(平成十一年政令第五百五十六号)第一号

(著作権法施行令の一部改正)

第七条 著作権法施行令(昭和五十一年政令第二百五十一号)附則第二項第一号

八 独立行政法人国立文化財機構

別表中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正)

第八条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令(昭和六十一年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 独立行政法人国立文化財機構

十三 削除

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正)

第九条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

正 別表第二第十号を次のように改める。

十 独立行政法人国立文化財機構

(産業技術力強化法施行令の一部改正)

第十二条 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

正 别表第十二号を次のように改める。

十一 独立行政法人国立文化財機構

(独立行政法人的組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正)

第十三条 独立行政法人的組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条 中「独立行政法人国立博物館法」を「独立行政法人国立文化財機構法」に改め、「独立行政法人文化財研究所法(平成十一年法律第七十九号)第九条第一項」を削る。

正 别表独立行政法人国立博物館の項を次のように改める。

独立行政法人国立文化財機構

独立行政法人国立文化財機構法

文部科学省令

同様第三項

一般会計

別表独立行政法人文化財研究所の項を削る。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「、独立行政法人国立博物館」を削り、「独立行政法人国立美術館」の下に「、独立行政法人国立文化財機構」を加える。